

初診時・再診時に「選定療養費」がかかります

～平成28年4月度診療報酬改定によるお知らせ～

平成28年3月

「初診時・再診時の選定療養費」は、「初期の治療は地域の医院・診療所（かかりつけ医）で高度・専門医療は特定機能病院で行う」という、医療機関の機能分担と業務連携の推進を目的として平成28年4月より厚生労働省により制定された定額負担制度です。（選定療養費の義務化）

本院は特定機能病院として、他の医療機関からの紹介状（診療情報提供書）を持参していただくことを原則としています。

平成28年4月1日より、次の患者さんには初診時または再診時に通常の医療費の外に下表のとおり選定療養費を別途ご負担いただきます。

但し、消費税法で非課税とされる助産に係る資産の譲渡等に該当する場合については、括弧内の料金とする。

【初診時選定療養費】

他の医療機関からの紹介状なしで本院を初診で受診した場合
（医師が医学的に初診と判断した場合を含む）

医科	5,400円（5,000円）
歯科	3,240円（3,000円）

【再診時選定療養費】

本院より他の医療機関に対する文書による紹介を申し出たが、引き続き本院を受診された場合

医科	2,700円（2,500円）
歯科	1,620円（1,500円）

本趣旨をご理解のうえ、できるだけ近隣の「かかりつけ医」等を受診していただきますようご協力をお願いします。

次の場合は「初診時・再診時の選定療養費」の徴収対象外です。

- ・他の医療機関からの紹介状を持参した場合
- ・その他やむを得ない事情がある場合 等

